

学校いじめ防止等基本方針

1. 総則【いじめ防止対策推進法・京都市いじめの防止等取組指針より】

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法第13条」「京都市いじめの防止等取組指針」に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向と取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条より】

	いじめの定義
2013年以降	<p>児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none">● 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動に在籍している児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。● 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- 法の対象となる「いじめ」にあたるか否かの判断をするにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえること。また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断については、表面的、形式的にすることなく、「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、「いじめ」の被害を受けた児童生徒の立場に立ち、「いじめ」に該当するか否かを判断すること。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行うこと。
- 「いじめ」の認知を特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行うこと。
- 「いじめ」の中にも、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に関係機関や警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談や通報を行い、警察と連携した対応を図ること。

3. いじめの「解消の定義」【文部科学省2017年より】

単に謝罪をもって安易に「いじめ解消」とすることはできない。
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①「いじめに係る行為が止んでいること」
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。
- ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全、安心を確保する。

※ただし、①②の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

※「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

4. 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条より】

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき
- ②いじめにより相当期間（30日超）の欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※①の具体的な事案としては、次のような態様が挙げられるが、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

5. 重大事態の対処

学校は直ちに京都府文教課に報告し、法人全体で事態を共有した上で調査を実施する主体などを協議する。また、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するために、京都府文教課の指導及び法人全体から支援を得つつ、学校が調査主体となる場合には組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に関わる事実関係など、その他の必要な情報を適切に提供する。

6. いじめ対策委員会組織

- 生徒へは全校集会で、保護者へは学校ホームページなどを通じて周知する。
- 各委員会で共有されたいじめにかかわる情報を、全教職員で共有する。

①生徒部会

(1) 構成員

生徒部長，生徒部関係者，その他校長が必要と認める者

(2) 内容

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・問題行動やいじめに対する未然防止対策，早期発見対策を立案，検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への指導を検討し実践する。
- ・アンケート結果を基に指導，対策を検討する。

②補導委員会

(1) 構成員

校長，副校長，教頭，生徒部長，学年部長，該当担任または該当クラブ顧問，その他校長が必要と認める者

(2) 内容

- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害，加害双方に対し指導，支援を行う。
- ・重大事態の原因がいじめにあるかを判断する。

③教育相談委員会

(1) 構成員

校長，副校長，教頭，生徒部長，学年部長，養護教諭，教育相談部長，スクールカウンセラー
その他校長が必要と認める者

(2) 内容

- ・各学年の生徒の動向について情報をとりまとめ、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・情報に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への指導，支援を検討する。
- ・組織で問題解決において指導，支援を行う。
- ・未然防止対策，早期発見対策を検討する。
- ・スクールカウンセラーの助言。

7. 保護者への啓発

○学校と家庭が協力する。

○いじめ防止対策推進法の趣旨や内容を保護者に広く周知し、いじめの防止や解消に保護者の理解と協力を求める。また、家庭においても観察や声かけの協力を求める。

○インターネットやSNSを通じたいじめへの未然防止を啓発する。

- ・生徒は保護者の管理のもと、パソコン，携帯電話，スマートフォン，タブレット，オンラインゲーム機などを使用する。
- ・被害者，加害者にならないためにも、各家庭でも危険性や使用方法などについて話し合う。
- ・インターネット上やSNS上などに不適切な書き込みがあればその証拠を残す。

8. いじめ事案に対する対応チャート

I. 未然防止のための取り組み【9. を参照】



II. いじめの情報把握（その疑いがあるものを含む）

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報
- アンケート調査等の情報
- など



III. いじめ対策委員会組織で情報共有し、事実関係や情報を把握する

- ①いじめ対策委員会組織で情報共有し、事実関係や情報を得るための体制をつくる。
- ②関係生徒へ連絡または家庭訪問を行い、保護者に協力依頼する。
- ③学年団と生徒部が連携し、複数の教員で対応する。
- ④関係生徒から加害生徒、被害生徒、周辺生徒を別々に聴き取る。
- ⑤いじめについて丁寧に事実確認を行う。
 - ・加害生徒、被害生徒、周辺者の特定
 - ・これまでの人間関係
 - ・いつどこで起こったか
 - ・何があったのか
 - ・頻度や現在の状況
 - ・いじめのきっかけ
- ⑥聴き取った内容を時系列で整理し、記録する。

IV. 管理職のリーダーシップの下、学校としての指導、支援体制を決定する 【認識の共有化・行動の一元化⇒全教職員情報共有】

いじめ対策委員会組織で事実関係や情報を把握したことから、指導体制、支援体制を検討し決定する。



V. 生徒への指導と支援、保護者への連絡と連携

生徒への指導と支援	保護者への連絡と連携
<p>【被害生徒に対して】</p> <ul style="list-style-type: none">○学校全体で問題解決を図る意思を伝える。○隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、学年、スクールカウンセラー、養護教諭、教育相談部などと連携し寄り添い支える体制をつくる。 <p>【加害生徒に対して】</p> <ul style="list-style-type: none">○二度と繰り返さないよう自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 <p>【周囲の生徒に対して】</p> <ul style="list-style-type: none">○他人事ではなく、今後、加害者にも被害者にもならないためにも、いじめが起こらない雰囲気が形成されるように働きかける。	<ul style="list-style-type: none">○関係生徒（加害・被害）への家庭連絡または家庭訪問を行う。○事実関係と今後の指導方針を説明する。○よりよい解決に向けて学校と家庭の連携を求める。

※重大事態の疑いなどいじめ事案の内容により、直ちに京都府文教課、法人全体、関係機関に報告し連携して対処する。



VI. 謝罪の場を設定

被害生徒と保護者の意向を十分尊重し、加害生徒と保護者が謝罪する場をもつ。



VII. 「いじめ解消」まで継続的な指導や支援の実施

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

- いじめに関わる行為が少なくとも3カ月間止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

謝罪をもって「いじめ解消」ではなく、「いじめ解消」の判断については、いじめ対策委員会組織で行う。

9. 学校におけるいじめ未然防止のための取り組み

- ①情報交換，いじめ対策委員会の開催，教職員の資質能力向上の取り組み
 【学年会，生徒部会，教職員会議，研修会，補導委員会，教育相談委員会など】
- ②よりよい集団づくり
 【学校行事，学級活動，学年活動，コース活動，生徒会活動，講演，道徳など】

<実施計画（予定）>

中学校		
未然防止のための取り組み	早期発見，積極的認知の取り組み	保護者への発信
<ul style="list-style-type: none"> ○学校長訓話【始業式・終業式】 ○年度始めガイダンス ○道徳【週1時間】 ○学級活動【週1時間】 ○専門委員会活動 ○生徒会活動 ○生徒会総会 ○校外学習 ○文化祭 ○体育祭 ○土曜講座 ○コミュニケーション実習【1年生】 ○こころアップタイム【1年生】 ○演劇ワークショップ【2年生】 ○保育実習【2年生】 ○チャレンジキャンプ【1年生】 ○沖縄研修旅行【3年生】 【安全教育関係】 ○性教育講演会 ○情報モラル講演会 ○防災安全教育 ○非行防止教室【1年生】 ○薬物乱用防止講演会【3年生】 【グローバル教育関係】 ○イングリッシュキャンプ【2年生】 ○河口湖グローバルキャンプ【希望者】 ○オーストラリア短期語学研修【希望者】 ○ターム留学【3年生希望者】 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる相談体制【水曜日・金曜日】 ○民間委託によるネットパトロール ○個人面談 ○学校生活アンケート ○教育相談 ○学校評価アンケート ○授業アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる相談体制【水曜日・金曜日】 ○新入生保護者オリエンテーション ○授業参観 ○学級懇談会 ○保護者会総会 ○保護者会学級委員会 ○三者面談 ○学校評価アンケート

高校		
未然防止のための取り組み	早期発見、積極的認知の取り組み	保護者への発信
<ul style="list-style-type: none"> ○学校長訓話【始業式・終業式】 ○新入生ガイダンス ○教科に関連づけて行う道徳 ○学級活動 ○生徒会活動 ○専門委員会 ○校外学習【Ⅱ全・Ⅲ全】 ○文化祭 ○体育祭 ○人権学習 <p>【安全教育関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル研修 ○情報モラル講演会 ○防災安全教育 ○違法薬物講演会 ○18歳青年に関わる研修会【Ⅱ全】 ○性教育講演会【Ⅰ全】 <p>【探究型学習関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○EECプログラム【ⅡⅢKSU】 ○STEAM講座【Ⅰ特】 ○キャリアデザイン【ⅢKSU】 ○フロンティアスピリット【Ⅰ進・ⅡⅢKSU】 ○グローバルリサーチ【ⅡⅢ特】 ○人間学【ⅡKSU】 <p>【グローバル教育関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イングリッシュキャンプ【ⅡⅢKSU国際系希望者】 ○ターム留学【Ⅱ希望者】 ○河口湖グローバルキャンプ【Ⅰ希望者】 ○オーストラリア短期語学研修【ⅠⅡ希望者】 <p>【キャリア教育関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○キャリアナビ【ⅡⅢKSU】 ○キャリア教育講演会【Ⅰ進・ⅡⅢKSU】 ○CASプログラム【Ⅰ特】 ○オリエンテーションキャンプ【Ⅰ進】 ○オリエンテーション合宿【Ⅰ特】 <p>【研修旅行関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修旅行企画プレゼン【Ⅰ進】 ○研修旅行事前学習【ⅡKSU】 ○研修旅行【Ⅱ全】 <p>【高大連携関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サイエンス講座【ⅡKSU理工】 ○京都産業大学体験授業【ⅡKSU】 ○高大接続授業【ⅢKSU】 ○先輩に聴く 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる相談体制【水曜日・金曜日】 ○民間委託によるネットパトロール ○個人面談 ○仲間との関わりアンケート ○学校評価アンケート ○授業アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる相談体制【水曜日・金曜日】 ○新入生オリエンテーション ○授業参観 ○学級懇談 ○三者面談 ○学校評価アンケート ○育友会総会 ○教育講演会